

景観形成基準に対する措置状況説明書 景観特性基準（工作物） 様式一覧

目 次

1	坂道基準.....	1
2	歴史・文化的建造物等基準.....	2
3	ア) まちのまとまり基準（低層住宅地基準）	3
	イ) まちのまとまり基準（寺町基準）	4
	ウ) まちのまとまり基準（下町風情あるまち基準）	5
5	幹線道路等基準.....	6
6	緑のまとまり基準.....	7

※景観特性基準は、計画地の場所により、適用される基準が異なります。
計画地に適用される基準のページをご使用ください。

景観形成基準に対する措置状況説明書

1 坂道基準（工作物）

◆景観形成基準（坂道基準）に対する措置状況

形態 ・ 意匠 ・ 色彩	<p>1 擁壁等を設置する場合は、形態・意匠は坂道の勾配になじむよう配慮する。また、コンクリート面に化粧目地を施すなど、圧迫感の軽減を図るとともに、植栽可能な法面にしたり、石積みや緑化ブロックなどの自然素材等を使用したりするなど、魅力ある坂道景観の形成に配慮し、素材や意匠等を工夫する。 【記載欄】</p>
	<p>2 坂道沿いに寺社等の歴史・文化の趣が感じられる資源がある場合は、周辺の敷地では、形態・意匠・色彩はそれらとの調和も図るよう工夫する。 【記載欄】</p>
	<p>3 坂道の突き当たりや曲がり角など、アイストップとなる場所では、意匠の工夫など、坂道からの見え方に配慮する。 【記載欄】</p>

景観形成基準に対する措置状況説明書

2 歴史・文化的建造物等基準（工作物）

◆景観形成基準（歴史・文化的建造物等基準）に対する措置状況

配置	1 歴史・文化的建造物等の前景となる敷地では、周辺の道路、公園、河川など主要な眺望点から歴史・文化的建造物等への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。 【記載欄】
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 歴史・文化的建造物等の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材や色彩と調和するものを用いるなど、歴史・文化的建造物等との調和を図る。 【記載欄】
	2 周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方*にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 【記載欄】
	3 周辺の歴史・文化的建造物等や建築物との調和に配慮するとともに、歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方*にも配慮し、工作物に付帯する配管設備・ダクト類や屋外階段、高架水槽、自動車車庫（機械式駐車場等）などが目立たないよう工夫する。 【記載欄】

* 歴史・文化的建造物等の存する敷地からの見え方については、歴史・文化的建造物等の存する敷地が、一般向けに開放されている庭園や散策路などの外部空間を有し、かつ、基準の対象となる工作物が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

景観形成基準に対する措置状況説明書

3 ア) まちのまとまり基準（低層住宅地基準） （工作物）

◆景観形成基準（まちのまとまり基準 低層住宅地基準）に対する措置状況

形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1)意匠・素材・色彩などは、周辺の建築物と一体感を図るよう工夫し、落ち着いた景観との調和を図る。 【記載欄】
--------------------------	---

景観形成基準に対する措置状況説明書

3 イ) まちのまとまり基準（寺町基準） （工作物）

◆景観形成基準（まちのまとまり基準 寺町基準）に対する措置状況

配置	<p>1] 寺社の前景となる敷地では、周辺の道路、公園など主要な眺望点から歴史・文化的建造物等への眺望をできる限り遮らないよう配置を工夫するなど、見え方に配慮する。 【記載欄】</p>
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	<p>1] 寺社の外壁や屋根、門、塀などに使用されている素材と調和するものを用いるなど、寺社の集積により培われた落ち着いたある景観との調和を図る。 【記載欄】</p>
	<p>2] 色彩は、寺町に調和するよう、彩度を抑えた落ち着いた色彩を用いるなど、周辺の景観との一体感に配慮する。 【記載欄】</p>
	<p>3] 周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方*にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 【記載欄】</p>
	<p>4] 周辺の寺社や建築物との調和に配慮するとともに、寺社からの見え方*にも配慮し、工作物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段、高架水槽、自動車車庫（機械式駐車場等）などが目立たないよう工夫する。 【記載欄】</p>

* 寺社からの見え方については、寺社が一般向けに開放されている外部空間を有し、かつ、基準の対象となる工作物が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。

景観形成基準に対する措置状況説明書

3 ウ) まちのまとまり基準（下町風情あるまち基準） （工作物）

◆景観形成基準（まちのまとまり基準 下町風情あるまち基準）に対する措置状況

形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1) 周辺と調和した素材や色彩を用いるなど、意匠等を工夫することにより、路地や格子、木の風合いを残した住宅、軒先の植栽などにより形成される特徴的な下町風情ある景観との調和を図る。 【記載欄】
--------------------------	--

景観形成基準に対する措置状況説明書

4 幹線道路等基準（工作物）

◆景観形成基準（幹線道路等基準）に対する措置状況

配置	1 主要な交差点や道路の突き当たり、曲がり角などに面する場所では、工作物の配置を工夫するなど、見え方に配慮する。 【記載欄】
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 工作物の側面や幹線道路等の後背地からの見え方にも配慮し、無表情で平滑な印象とならないよう意匠等を工夫する。 【記載欄】 2 工作物の側面や幹線道路等の後背地からの見え方にも配慮し、建築物の側面や裏側に附帯する配管設備・ダクト類や屋外階段、高架水槽、自動車車庫（機械式駐車場等）などが目立たないよう工夫する。 【記載欄】

景観形成基準に対する措置状況説明書

5 緑のまとまり基準（工作物）

◆景観形成基準（緑のまとまり基準）に対する措置状況

形態 ・ 意匠 ・ 色彩	<p>1 意匠・素材・色彩などは、緑のまとまりとの調和を図る。 【記載欄】</p>
	<p>2 周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方*にも配慮し、長大で平滑な壁面を生じさせないよう壁面の分節化や色彩の工夫などにより、圧迫感の軽減を図る。 【記載欄】</p>
	<p>3 周辺の緑のまとまりや建築物との調和に配慮するとともに、緑のまとまりからの見え方*にも配慮し、工作物に付帯する配管設備・ダクト類や屋外階段、高架水槽、自動車車庫（機械式駐車場等）などが目立たないよう工夫する。 【記載欄】</p>

*緑のまとまりからの見え方については、緑のまとまりが、一般向けに開放されているの外部空間を有し、かつ、基準の対象となる工作物が当該空間から望見できる場合において配慮するものとする。